

平成27年2月

**地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針(案)**

都道府県分

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|-----------------|--|---|--|
| 1 | (法) | 北海道 | 社会保障費や臨財償還費の増を踏まえた地方一般財源総額の確保及び歳出特別枠・別枠加算の維持 | 社会保障費や臨財償還費の増を踏まえた上で、必要な一般財源総額を法定率引上げ等により確保されたい。 地財計画における歳出特別枠や別枠加算について、国の歳出削減目的で一方的に廃止・縮減等を行わないでいただきたい。 [継続] | 一部採用する。 平成27年度においては、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額について、地方創生のための財源等を上乘せして、平成26年度の水準から1.2兆円増額し、61.5兆円を確保した。 また、平成27年度においては、交付税原資の安定性の向上・充実を図るため、地方交付税の法定率の見直しを行い、法定率分の地方交付税を900億円増額して確保した。 なお、歳出特別枠については、まち・ひと・しごと創生及び公共施設の老朽化対策のための経費に係る歳出を重点的に確保（0.35兆円）した上で、同額を歳出特別枠から減額することにより、実質的に同額を維持したものであり、別枠加算についても、リーマンショックにより大幅に落ち込んだ地方税収の回復の程度を勘案して、一定の縮減を図った上で必要な額を確保した。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|-----------------|----------------------------------|--|--|
| 2 | (法) | 青森県 | 地方交付税総額の増額 及び地方交付税制度の 機能強化 | <p>地方創生の財源確保や歳出特別枠の維持とともに交付税総額を増額すること。</p> <p>財源不足に対しては、臨時財政対策債の発行ではなく、法定率の引上げにより対応すること。</p> <p>東日本大震災の復旧・復興事業費については、引き続き別枠で確保すること。</p> <p>「頑張る地方」を支援する算定において、これまでの人件費削減努力を反映すること。</p> <p>[継続]</p> | <p>一部採用する。</p> <p>平成27年度においては、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額について、地方創生のための財源等を上乘せして、平成26年度の水準から1.2兆円増額し、61.5兆円を確保した。</p> <p>また、歳出特別枠については、まち・ひと・しごと創生及び公共施設の老朽化対策のための経費に係る歳出を重点的に確保（0.35兆円）した上で、同額を歳出特別枠から減額することにより、実質的に同額を維持したものであり、別枠加算についても、リーマンショックにより大幅に落ち込んだ地方税収の回復の程度を勘案して、一定の縮減を図った上で必要な額を確保した。</p> <p>さらに、平成27年度においては、交付税原資の安定性の向上・充実を図るため、地方交付税の法定率の見直しを行い、法定率分の地方交付税を900億円増額して確保した。</p> <p>東日本大震災の復旧・復興事業については、地方負担分等を全額措置する震災復興特別交付税を0.6兆円確保した。</p> <p>地域の元気創造事業費の算定にあたっては、人口を基本とした上で、行革努力と地域経済活性化の成果を反映することとしており、これまでの人件費削減の状況についても、引き続き行革努力の要素の一つとして反映することとしている。</p> |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|---|------------------------|--|---|
| 3 | (法) | 宮城県 山形県 福島県 栃木県 千葉県 長野県 鳥取県 島根県 山口県 福岡県 長崎県 | 法定率の引上げによる 交付税総額の確保 | 臨時財政対策債による対応を見直し、法定率の引上げにより交付税総額を確保すること。 [継続] | 一部採用する。 平成27年度においては、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額について、地方創生のための財源等を上乘せして、平成26年度の水準から1.2兆円増額し、61.5兆円を確保した。 また、平成27年度においては、交付税原資の安定性の向上・充実を図るため、地方交付税の法定率の見直しを行い、法定率分の地方交付税を900億円増額して確保した。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|-----------------|------------------------|---|---|
| 4 | (法) | 福島県 | 消費税率引上げに伴う歳出の増加分の確実な措置 | 平成26年4月からの消費税及び地方消費税の引上げに伴う歳出の増加分について、地方財政計画及び基準財政需要額において確実に措置するとともに、その内訳を明らかにすること。 また、平成27年10月に予定されている更なる税率の引上げに関しても同様の対応を行うこと。 [新規] | 一部採用する。 消費税率及び地方消費税の引上げに伴う歳出の増加分については地方財政計画及び基準財政需要額において措置しているものであり、消費税率及び地方消費税の引上げに対応した単位費用における旅費の単価等を示しているところ。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|-----------------|-------------------------|--|--|
| 5 | (法) | 茨城県 | 安定的な財政運営に必要な地方交付税総額の確保等 | <p>交付税総額を安定的に確保すること。</p> <p>歳出特別枠（地域経済活性化・雇用等対策費）を維持すること。</p> <p>法定率引上げとともに、臨財償還財源を確実に別枠として確保すること。</p> <p>[継続]</p> | <p>一部採用する。</p> <p>平成27年度においては、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額について、地方創生のための財源等を上乘せして、平成26年度の水準から1.2兆円増額し、61.5兆円を確保した。</p> <p>また、歳出特別枠については、まち・ひと・しごと創生及び公共施設の老朽化対策のための経費に係る歳出を重点的に確保（0.35兆円）した上で、同額を歳出特別枠から減額することにより、実質的に同額を維持したものであり、別枠加算についても、リーマンショックにより大幅に落ち込んだ地方税収の回復の程度を勘案して、一定の縮減を図った上で必要な額を確保した。</p> <p>平成27年度においては、交付税原資の安定性の向上・充実を図るため、地方交付税の法定率の見直しを行い、法定率分の地方交付税を900億円増額して確保した。</p> <p>臨時財政対策債の元利償還金については、毎年度の地方財政計画にその全額を計上することにより、所要の財源を確保している。</p> |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|-------------------|-------------------|---|--|
| 6 | (法) | 埼玉県 石川県 愛媛県 | 地方交付税総額の確実な確保 | 地方交付税総額の確実な確保をお願いしたい。 [継続] | 採用する。 平成27年度においては、地方交付税も含めた地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額について、地方創生のための財源等を上乗せして、平成26年度の水準から1.2兆円増額し、61.5兆円を確保した。 |
| 7 | (法) | 富山県 | 交付税総額の確保と歳出特別枠の維持 | 社会保障費、地方創生の取組みに要する歳出や偏在是正により生ずる財源に見合う歳出を地財計画に計上し、必要な交付税総額を確保されたい。 [新規] | 採用する。 平成27年度においては、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額について、地方創生のための財源や消費税率引上げに伴う社会保障の充実分等を上乗せして、平成26年度の水準から1.2兆円増額し、61.5兆円を確保した。 また、歳出特別枠については、まち・ひと・しごと創生及び公共施設の老朽化対策のための経費に係る歳出を重点的に確保（0.35兆円）した上で、同額を歳出特別枠から減額することにより、実質的に同額を維持した。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|--|---------------------|---|--|
| 8 | (法) | 福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 | 地方交付税総額確保・ 機能充実等 | <p>地方団体の財政運営に必要となる地方交付税の総額確保を図るとともに、財源保障機能及び財政調整機能が適切に発揮されるよう対処された。</p> <p>地方交付税が地方共有の固有財源であることを勘案し、国の一般会計を通さない「地方共有税」に移行するとともに、臨時財政対策債に依存することなく安定した財政運営を行えるよう、法定率の引き上げ等により地方交付税の充実強化を図られた。</p> <p>[継続]</p> | <p>一部採用する。</p> <p>平成27年度においては、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額について、地方創生のための財源等を上乘せして、平成26年度の水準から1.2兆円増額し、61.5兆円を確保した。</p> <p>地方の固有財源である地方交付税の性格の明確化の観点から、「地方共有税」についても引き続き地方公共団体から意見を伺ってまいりたい。</p> <p>なお、平成27年度においては、交付税原資の安定性の向上・充実を図るため、地方交付税の法定率の見直しを行い、法定率分の地方交付税を900億円増額して確保した。</p> |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|-----------------|------------|---|--|
| 9 | (法) | 岐阜県 | 地方交付税総額の確保 | <p>社会保障関係経費の自然増はもとより、社会保障と税の一体改革の実施による社会保障の充実に伴う地方負担の増や、消費税の引上げに伴う支出の増など、地方の財政需要を的確に反映した算出方法とすること。</p> <p>地方の中小企業を取り巻く経済環境は依然として厳しい中、地方が責任をもって地域活性化の取組みを実施するため、歳出特別枠を維持すること。</p> <p style="text-align: right;">[新規]</p> | <p>採用する。</p> <p>社会保障4分野における国の制度に係る社会保障給付費の地方負担分については、従来から基準財政需要額に全額算入してきたところであり、これに加え、平成27年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分及び消費税の引上げに伴う支出の増分についても新たに基準財政需要額に算入したところ。</p> <p>歳出特別枠については、まち・ひと・しごと創生及び公共施設の老朽化対策のための経費に係る歳出を重点的に確保(0.35兆円)した上で、同額を歳出特別枠から減額することにより、実質的に同額を維持した。</p> |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|-----------------|----------------|---|---|
| 10 | (法) | 鳥取県 島根県 | 地方公務員給与費の適切な算定 | 国家公務員給与の引下げを行ったとしても、安易な地方交付税の総額引下げを行うことなく、地方の実態を十分に考慮したものとすること。 [継続] | 一部採用する。 平成27年4月から実施される国家公務員の給与の総合的見直しを踏まえ、各地方公共団体においても適切に給与の見直しを行うことを要請したところ。地方財政計画における給与関係経費についても、当該要請を踏まえた地方公務員給与の積算を行っており、普通交付税における給与においても、地方財政計画の給与水準を踏まえ適切に算定する。なお、各地方公共団体の人事委員会勧告についても、地方財政計画の給与関係経費の積算において反映している。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|-----------------|------------------------------|--|---|
| 11 | (法) | 北海道 | 留保財源率の見直し等による地域間格差是正策の充実強化 | 留保財源率の引下げによる更なる財源保障機能の強化も検討されたい。 [継続] | 以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 留保財源率の引下げについては、財源保障機能の強化に加えて、税込確保努力のインセンティブの確保等、幅広い観点から検討が必要と認識。 |
| 12 | (法) | 愛知県 | 地方法人税の創設に伴う法人住民税法人税割の算定方法の変更 | 地方法人税の創設に伴う実質的な地方団体の減収を生じさせないため、減収分の25%（留保財源分）に相当する額を適切に基準財政需要額に算入されたい。その際、留保財源対応とされていた歳出を基準財政需要額に適切に算入するとともに、その内容を単位費用等に明示されたい。 [新規] | 一部採用する。 平成27年度地方財政計画の歳出において、地方法人課税の偏在是正効果も財源として、まち・ひと・しごと創生事業費（1.0兆円）が計上されたところ。これを踏まえ、地方団体がまち・ひと・しごと創生事業に取り組むための財政需要を算定するため、既存の費目に加えて人口減少等特別対策事業費を創設したところ。 これにより、ご指摘の留保財源分を含め財源的な措置はなされており、地方法人税の創設に伴う実質的な減収は生じていないもの。 なお、まち・ひと・しごと創生事業費の財源は地方法人課税の偏在是正効果に限られないことから、留保財源分について単位費用等に明示することは困難である。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|-----------------|----------------|---|---|
| 13 | (法) | 長崎県 | 歳出特別枠及び別枠加算の堅持 | 地域活性化施策としての歳出特別枠を堅持・充実させるとともに、そのための財源措置としての別枠加算を堅持すること。 [継続] | 一部採用する。 また、歳出特別枠については、まち・ひと・しごと創生及び公共施設の老朽化対策のための経費に係る歳出を重点的に確保（0.35兆円）した上で、同額を歳出特別枠から減額することにより、実質的に同額を維持した。 別枠加算については、リーマンショックにより大幅に落ち込んだ地方税収の回復の程度を勘案して、一定の縮減を図った上で必要な額を確保した。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[段階補正]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|-----------------|-------------------|---|---|
| 1 | (法) | 北海道 | 段階補正係数の適切な 設定等 | <p>面積が大きく人口が分散している団体においては、行政経費にスケールメリットが必ずしも働かない場合があり、段階補正係数の設定に当たっては、本道のように面積が大きく人口が分散している団体の実情を勘案し、単に規模の経済性のみに着目した算定結果とならないよう配慮いただきたいこと。</p> <p>また、林野行政費における林野面積を基準とした段階補正は、地方団体における実態等に鑑みても合理的ではないため、廃止していただきたい。</p> <p>[新規]</p> | <p>以下の理由により採用しない。</p> <p>段階補正は、測定単位の数値の増減に応じて、単位当たりの費用の割安又は割高になることを算定に反映するための補正である。人口密度が小さいことによる経費の割増傾向については、個々の行政項目ごとに相関を分析する必要があるものである。</p> <p>また、林野行政費については、決算の状況においても総じて林野面積の小さい団体の経費が割高になる傾向があるため、これを補正するものとして段階補正を設けているものである。</p> |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
 [都道府県分 ・ 市町村分]
 [総括 ・ 需要 ・ 収入]

[警察費]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|--|---------------------|--|---|
| 1 | (法) | 茨城県 栃木県 群馬県 千葉県 神奈川県 富山県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 徳島県 香川県 福岡県 鹿児島県 | 警察官給与の算入単価 の引き上げ | 警察官の交付税上の単価と給与実態調査を基礎に算定されている地財計画単価にかい離が生じている。警察官定数は政令で定められていることから、本来、交付税の単価と地方財政計画の単価は同額で、地方財政計画の単価による人件費所要額の全額が基準財政需要額に算入されるべきである。よって、交付税単価を地方財政計画単価まで引き上げられたい。 [新規] 鳥取県、島根県、鹿児島県 [継続] 茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、富山県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、福岡県 | 以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 給与単価については、地方団体の税収の動向等を踏まえ、基準財政収入額に算入されない留保財源の状況等も見極めながら、引き続き検討していく。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[道路橋りょう費]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|-----------------|-------------------------------------|---|--|
| 1 | (法) | 岡山県 | 道路法第17条第2項により移譲された県道に係る公安委員会分の交付税措置 | 道路法第17条第2項による道路移譲後も引き続き都道府県が事務を行う公安委員会分について適切に措置されたい。 [新規] | 以下の理由により採用しない。 市町村道（道路法第17条第2項等に基づき市町村が管理する道路を含む。）に設置する信号機や道路標示の補修費等を含めた、都道府県公安委員会が負担する経費に係る基準財政需要額については、道府県分の単位費用において適切に措置しているところ。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[河川費]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|-----------------|------------------------|--|---|
| 1 | (法) | 大阪府 | 河川維持管理経費の単位費用への適切な算入 | 河川維持管理経費について、実態に即して単位費用への適切な算入を図られたい。 [継続] | 採用する。 維持管理経費については、平成27年度算定において単位費用を引き上げ、一定の充実を図ったところ。今後も決算の状況等実態を勘案し、設定を行っていく。 |
| 2 | (法) | 大阪府 | 河川の維持管理費等に対する密度補正係数の新設 | 河川の維持管理経費を的確に交付税に算入するため、「人口集中地区面積(DIDs area)」を反映した密度補正係数を新設されたい。 [継続] | 以下の理由により採用しない。 人口集中地区を有することによって、河川費における需要額がどの程度生じるのか、人口集中地区面積が増加することで河川維持管理費の需要額が増加する理由などの因果関係が不明瞭であり、ご提案の総面積に占める人口集中地区面積の割合を補正係数として採用することはできない。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[河川費]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|-----------------|----------------------------|---|--|
| 3 | (法) | 広島県 | 土砂災害警戒区域の指定経費に係る交付税算定方式の変更 | 土砂災害警戒区域の指定経費について、適切に交付税算定に反映するよう、補正係数の新設をお願いしたい。 [新規] | 採用する。 土砂法に基づく基礎調査については、多数の死者が生じた平成26年8月豪雨を踏まえ、新たに密度補正を設けることとしている。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[港湾費]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|-----------------|-------------------------------------|--|--|
| 1 | (法) | 富山県 | 国有港湾施設における点検業務により増加する維持管理費の単位費用への計上 | 国有港湾施設における点検業務の実施により増加する維持管理費を単位費用へ計上されたい。 [新規] | 以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 港湾費の単位費用については、毎年度実施している実態調査をふまえて設定しているところ。ご指摘の経費もこの中で措置しているものであり、今後も実態調査の状況等実態をふまえ、設定を行っていく。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[その他の土木費]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|-----------------|---------------------|--|---|
| 1 | (法) | 鹿児島県 | 海岸漂着物対策に係る 経費の充実 | 海岸漂着物対策等の海岸管理経費 について、基金終了後も必要な事業 費を確保できるよう、充実を図って いただきたい。 [継続] | 採用する。 現行の基金による海岸漂着物の処理等 への支援が平成26年度に終了することに 伴い生じる地方の負担分については、団 体ごとに海岸漂着物に関する経費の偏在 性があるため、特別交付税による措置と したところ。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[教育費]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|---|----------------------------|--|---|
| 1 | (法) | 茨城県 栃木県 群馬県 千葉県 神奈川県 富山県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 徳島県 香川県 | 教職員給料単価について地方財政計画上の単価への引上げ | 教職員の交付税算定上の給料単価を、地方財政計画上の給料単価に引上げ、基準財政需要額に適切に算入。 [継続] | 一部採用する。 給与単価については、基準財政需要額への算入率を上げたところであり、引き続き地方団体の税収の動向等を踏まえ、基準財政収入額に算入されない留保財源の状況等も見極めながら、検討していく。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[中学校費]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|---|-------------------------|--|---|
| 1 | (法) | 群馬県 石川県 京都府 奈良県 岡山県 徳島県 香川県 愛媛県 長崎県 鹿児島県 | 都道府県立中学校運営 費の普通交付税措置 | <p>都道府県立の中等教育学校前期課程の運営費に要する経費を普通交付税で措置されたい。</p> <p>[新規] 鹿児島県</p> <p>[継続] 群馬県、石川県、京都府、奈良県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、長崎県</p> | <p>以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。</p> <p>当該経費については特別交付税により市町村分の普通交付税の中学校費の算定方法に準じて算定しているところ。特別交付税による措置額が僅少であることから現時点で普通交付税において測定単位を新たに設けるまでには至らないものとするが各都道府県における中等教育学校（前期課程）及び併設型中学校の設置状況や特別交付税による措置額等を踏まえ引き続き検討していく。</p> |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[高等学校費]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|-----------------|-------------------------|--|--|
| 1 | (法) | 沖縄県 | 高等学校の空調施設に係る維持管理費の交付税措置 | 高等学校の普通教室への空調施設に係る維持管理費の交付税措置を講じていただきたい。 [継続] | 以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 学校施設における空調施設については、各都道府県における設置状況や維持管理費の負担状況等について、引き続き文科省等からの情報収集に努め、交付税措置の必要性について十分精査していくこととする。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[その他の教育費]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|-----------------|-----------------------------------|--|---|
| 1 | (法) | 宮城県 | 基準財政需要額の算定に係る公立大学学生1人当たりの単位費用の引上げ | 公立大学法人の安定的な運営のため、普通交付税の基準財政需要額の算定に係る学生1人当たりの単位費用を引き上げていただきたい。 [継続] | 以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 公立大学に係る単位費用については、決算の状況等の実態を勘案し、これまで充実を図ってきたところであり、今後も引き続き検討を行っていくこととする。 |
| 2 | (法) | 奈良県 | 密度補正（人口密度の大小による教育事務所数の逦増を勘案）の廃止 | 教育事務所数と人口密度の間に相関関係が見受けられず、さらに、他の事務所との整合性、教育事務所数自体が合理化により減少している現状を踏まえ、算定の簡素化の観点からも、密度補正を廃止されたい。 [継続] | 以下の理由により採用しない。 教育事務所と人口密度の間には一定の相関関係があるため、引き続き密度補正を適用する。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[厚生労働費]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針(案) |
|----|------------|-----------------|-----------------------------------|---|--|
| 1 | (法) | 茨城県 | 消費増税に係る社会保障関係費(地方単独事業分)の適切な算入について | 消費増税に伴う社会保障・税の一体改革の趣旨に沿って、所要の社会保障関係費(地方単独事業分、特に乳幼児医療費助成事業、ひとり親家庭医療費助成事業、障害者(児)医療費助成事業)を適切に算入。 [継続] | 一部採用する。 社会保障4分野における国の制度に係る社会保障給付費の地方負担分については、従来から基準財政需要額に全額算入してきたところであり、これに加え、平成27年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分についても全額を基準財政需要額に算入したところ。 乳幼児医療費助成事業、ひとり親家庭医療費助成事業、障害者(児)医療費助成事業については、法令上の義務規定ではなく、補助の程度に応じて国民健康保険に係る国庫負担額の減額措置が行われていることから、当該事業を地方の標準的な財政需要として単位費用に算入していないもの。 |
| 2 | (法) (省) | 神奈川県 | 社会保障の充実に係る経費の適正な算定 | 消費税率引上げに伴う社会保障の充実に係る経費について、基準財政需要額に100%算入するとともに、補正係数の設定により、各地方公共団体の財政需要を適正に算定すること。 [継続] | 一部採用する。 平成27年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分については、全額を基準財政需要額に全額算入したところ。 これら充実分等の経費については、新たな補正係数を設けなくとも、各費目における既存の各種補正等を行うことで必要な財政需要を算定することが可能であると考えている。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[厚生労働費]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|-----------------|---|--|---|
| 3 | (法) | 富山県 | 引上げ分の地方消費税の基準財政収入額への全額算入と、増加する地方負担分の基準財政需要額への全額算入 | 引上げ分の地方消費税を基準財政収入額へ全額算入するとともに、引上げに伴い増加する地方負担についても基準財政需要額へ全額算入いただきたい。 [継続] | 採用する。 社会保障4分野における国の制度に係る社会保障給付費の地方負担分については、従来から基準財政需要額に全額算入してきたところであり、これに加え、平成27年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分及び消費税の引上げに伴う支出の増分についても全額を基準財政需要額に算入したところ。 地方消費税率の引上げに伴う地方消費税及び地方消費税交付金の増収分については、上記の国の制度に係る社会保障給付費の地方負担分に対応するものであること及び消費税の引上げに伴う財政力格差の拡大を防止するため、基準財政収入額に当面100%算入することとしている。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[厚生労働費]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針(案) |
|----|------|-----------------|--|--|---|
| 4 | (法) | 京都府 | 後期高齢者医療制度や国民健康保険医療制度などの社会保障制度への適切な地方財政措置 | 後期高齢者医療制度や国民健康保険医療制度などの社会保障経費については、交付税算入額と地方における決算額に乖離が生じているため、地方負担が解消されるよう需要額を適切に算定されたい。 [継続] | 採用する。 社会保障関係経費については、国の予算措置等の状況を踏まえ、所要の経費を算入しているところであり、今後も引き続き、適切に単位費用に算入した上で、必要に応じて補正を講じていく。 |
| 5 | (法) | 京都府 | 消費税・地方消費税引上げ分の適切な基準財政需要額への算入 | 消費税・地方消費税の引上げに伴い、増収分を充てるとされている社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担、社会保障4分野に則った範囲の地方単独事業については、その全額を基準財政需要額に適切に算入されたい。 [継続] | 一部採用する。 社会保障4分野における国の制度に係る社会保障給付費の地方負担分については、従来から基準財政需要額に全額算入してきたところであり、これに加え、平成27年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分及び消費税の引上げに伴う支出の増分についても全額を基準財政需要額に算入したところ。 なお、社会保障4分野及び社会保障4分野に則った地方単独事業に係る経費については、国の制度等との整合性、地方財政計画の状況等を踏まえ、基準財政需要額に適切に算入しているところであるが、引き続き基準財政需要額への算入のあり方について検討して参りたい。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[厚生労働費]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針(案) |
|----|------|-----------------|---|---|--|
| 6 | (法) | 大阪府 | 後期高齢者医療制度、障がい者自立支援制度、介護給付制度、公費負担医療制度、児童手当等制度への適切な地方財政措置 | 後期高齢者医療制度、障がい者自立支援制度、介護給付制度、公費負担医療制度、児童手当等制度については、本来、国において負担される制度改正がなされるべきであることから、地方負担との乖離を解消されたい。 [継続] | 採用する。 社会保障関係経費については、国の予算措置等の状況を踏まえ、所要の経費を算入しているところであり、今後も引き続き、適切に単位費用に算入した上で、必要に応じて補正を講じていく。 |
| 7 | (法) | 大阪府 | 消費税率等引上げに伴う社会保障充実分の単位費用への適切な算入 | 消費税・地方消費税率引上げに伴う社会保障の充実分について、社会保障充実分に係る基準財政需要額と地方消費税率引上げ分に係る基準財政収入額の金額に乖離があることから、適切に基準財政需要額に算入されたい。 [新規] | 採用する。 社会保障4分野における国の制度に係る社会保障給付費の地方負担分については、従来から基準財政需要額に全額算入してきたところであり、これに加え、平成27年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分及び消費税の引上げに伴う支出の増分についても全額を基準財政需要額に算入したところ。 なお、平成27年度の地方財政計画において、消費税率等の引上げの増収分に対応する社会保障経費として、社会保障の充実分(6,554億円)、支出の増分(885億円)を計上し、残余は社会保障の安定化分に充てられているところ。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[厚生労働費]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|-----------------|-------------------|--|--|
| 8 | (法) | 兵庫県 | 社会保障制度への適切な地方財政措置 | 消費税率等の引き上げに伴う地方単独事業の充実や社会保障の安定化について、これらの財政需要を地方財政計画、交付税算定に適切に反映されたい。 [新規] | 採用する。 社会保障4分野における国の制度に係る社会保障給付費の地方負担分については、従来から基準財政需要額に全額算入してきたところであり、これに加え、平成27年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分及び消費税の引上げに伴う支出の増分についても全額を基準財政需要額に算入したところ。 なお、平成27年度の地方財政計画において、消費税率等の引上げの増収分に対応する社会保障経費として、社会保障の充実分（6,554億円）、支出の増分（885億円）を計上しているところ。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
 [都道府県分 ・ 市町村分]
 [総括 ・ 需要 ・ 収入]

[厚生労働費]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|-----------------|-----------------------------------|---|--|
| 9 | (法) | 山口県 | 社会保障制度と税の一体改革に伴い生じる地方負担への適切な対応 | 消費税引上げに伴う税収、また対応する社会保障制度の機能強化等に係る地方負担について、それぞれ基準財政収入額・需要額へ全額算入すること。 [継続] | 採用する。 社会保障4分野における国の制度に係る社会保障給付費の地方負担分については、従来から基準財政需要額に全額算入してきたところであり、これに加え、平成27年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分及び消費税の引上げに伴う支出の増分についても全額を基準財政需要額に算入したところ。 地方消費税率の引上げに伴う地方消費税及び地方消費税交付金の増収分については、上記の国の制度に係る社会保障給付費の地方負担分に対応するものであること及び消費税の引上げに伴う財政力格差の拡大を防止することを鑑み、基準財政収入額に当面100%算入することとしている。 |
| 10 | (法) | 大分県 | 消費税率の引上げに伴う社会保障関係費の基準財政需要額への適切な反映 | 消費税率の引上げについては、社会保障関係費がさらに増大することが見込まれることから地方財政に影響が出ることがないように、基準財政需要額への適切な反映を求める。 [新規] | 採用する。 社会保障4分野における国の制度に係る社会保障給付費の地方負担分については、従来から基準財政需要額に全額算入してきたところであり、これに加え、平成27年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分及び消費税の引上げに伴う支出の増分についても全額を基準財政需要額に算入したところ。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[厚生労働費]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|-----------------|------------------------|--|--|
| 11 | (法) | 大分県 | 社会保障関係費目に係る単位費用の職員数の増員 | 社会保障・税一体改革により、社会保障4経費については、事業費等に比例して事務負担も大幅に増加していることから、衛生費を含む社会保障関係費目の行政経費の積算を見直し、実態に即した職員数を見込むことで、単位費用の引上げを求め [新規] | 以下の理由により採用しない。 社会福祉費、衛生費等、社会保障関係の費目における職員数については、地方団体が策定する定員管理計画等を勘案し、地方財政計画に計上した一般行政総職員数を踏まえ、定員管理調査における民生部門、衛生部門の職員数等をもとに標準的な職員数を設定しているところ。 |
| 12 | (法) | 鹿児島県 | 扶助費等に係る単位費用の充実について | 国の制度に伴う義務的経費である扶助費等について、基準財政需要額と決算額との乖離が生じていることから、単位費用の充実により、乖離を是正すること。 [新規] | 採用する。 社会保障関係経費については、国の予算措置等の状況を踏まえ、所要の経費を算入しているところであり、今後も引き続き、適切に単位費用に算入した上で、必要に応じて補正を講じていく。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[生活保護費]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|-----------------|--|---|---|
| 1 | (法) | 埼玉県 | 生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施に伴う地方負担増に対する適切な需要額の措置 | 生活困窮者自立支援法に基づく事業について、必須事業はもとより、任意事業についても、適切に単位費用に算入することが望ましいと考えられる。 [新規] | 採用する。 生活困窮者自立支援法に基づく事業については、必須事業、任意事業ともに所要の経費を単位費用に算入した。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
 [都道府県分 ・ 市町村分]
 [総括 ・ 需要 ・ 収入]

[社会福祉費]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|---|------------------------------|--|---|
| 1 | (法) | 岩手県 栃木県 千葉県 神奈川県 福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 愛媛県 福岡県 長崎県 鹿児島県 | 地方単独の医療費助成に要する経費の基準財政需要額への算入 | 地方単独の医療費助成である乳幼児医療費補助、母子家庭等医療費補助、障害者医療費補助について、その所要額を基準財政需要額に算入すること。 [新規] 栃木県、福岡県 [継続] 岩手県、千葉県、神奈川県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、長崎県、鹿児島県 | 以下の理由により採用しない。 障害者医療費助成、乳幼児医療費対策事業及びひとり親家庭乳幼児医療費助成事業等、地方が単独で行う医療費助成事業に係る補助については、法令上の義務規定ではなく、補助の程度に応じて国民健康保険に係る国庫負担額の減額措置が行われていることから、国の制度との整合性を持った、標準的な単位費用の算定を行っているところ。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[衛生費]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針(案) |
|----|------|--------------------------|---|---|--|
| 1 | (法) | 岩手県 茨城県 千葉県 大阪府 | 県立病院会計に対する 繰出金等に係る単位費 用及び補正係数の見直 し | 県立病院会計に対する繰出金等に 係る算定額が繰出基準額と乖離して いることから、単位費用及び補正係 数を見直すこと。 [新規] | 一部採用する。 公立病院の設置運営に要する経費のう ち一般会計で負担すべき経費につい ては、適切に地方財政計画に計上して おり、その一部について地方交付税措置 を講ずることとしている。平成27年度に おいても、平成26年度に引き続き地方財政 計画の歳出に病院事業に対する繰出金を 同程度計上し、普通交付税による措置を 継続したところ。 |
| 2 | (法) | 富山県 石川県 | 病院事業債の交付税措 置に係る建設単価の引 上げ | 昨今の建築費の増嵩している状況 を踏まえ、病院事業債の交付税措置 に係る建設単価を引き上げていただ きたい。 [新規] | 採用する。 最近の公立病院の建築単価の上昇等 を踏まえ、交付税措置の対象となる建築 単価を引き上げる。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[衛生費]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|-----------------|---|---|---|
| 3 | (法) | 熊本県 | 消費税引き上げに伴う 社会保障の充実に係る 地方負担額の適切な算 入 | 消費税増収額を活用した「医療・ 介護サービスの提供体制改革のため の新たな財政支援制度」に係る地方 負担額について、全額を基準財政需 要額に算入すること。 [新規] | 採用する。 地域医療介護総合確保基金は、医療・ 介護サービスの提供体制改革の着実な推 進を図るために全都道府県に設置される ものであるが、基金設置に係る都道府県 の負担については、地方財政計画にその 全額を計上した上で、適切に地方交付税 措置を講じているところである。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[高齢者保健福祉費]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|-----------------|---------------------|--|--|
| 1 | (法) | 千葉県 | 介護給付費負担金に係る単位費用の見直し | 介護給付費負担金に係る交付税措置額が決算額と大きく乖離していることから、単位費用を見直されたい。 [継続] | 一部採用する。 介護給付費負担金に係る交付税措置額については、国の予算措置等の状況を踏まえ、所要の経費を算入しているところであり、今後も引き続き、適切に単位費用に算入する等の措置を講ずる。 しかしながら、地域間における介護費単価差の要因は一樣ではないことから、標準的な財政需要を測定する基準財政需要額の算定に当たっては、全国の平均的な水準に基づくべきであり、実績単価を採用することは適当ではない。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[林野行政費]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|-----------------|------------------------|--|---|
| 1 | (法) | 兵庫県 | 有害鳥獣対策に要する 経費の適切な算入 | 有害鳥獣対策に要する経費について、交付税措置額と決算額との間に乖離があることから当該経費を適切に単位費用に算入されたい。 [継続] | 採用する。 林野行政費における有害鳥獣対策に要する経費については、その実情を踏まえ平成27年度において単位費用の充実を図っているところ。今後も各団体の決算の状況等を勘案し設定を行っていく。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分 ・ 市町村分]
[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[地域経済・雇用対策費]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------------|---------------------------|---------------------------------|--|--|
| 1 | (法) | 愛媛県 高知県 長崎県 鹿児島県 | 歳出特別枠の維持 | 歳出特別枠を維持していただきたい。 [新規] 愛媛県 [継続] 高知県、長崎県、鹿児島県 | 採用する。 歳出特別枠については、まち・ひと・しごと創生及び公共施設の老朽化対策のための経費に係る歳出を重点的に確保（0.35兆円）した上で、同額を歳出特別枠から減額することにより、実質的に同額を維持した。 |
| 2 | (法) (省) | 高知県 | 地域経済・雇用対策費を含めた歳出特別枠の維持及び算定方法の継続 | 地域経済・雇用対策費を含めた歳出特別枠の維持及び算定方法の継続をお願いしたい。 [継続] | 一部採用する。 地域経済・雇用対策費を含めた歳出特別枠については、まち・ひと・しごと創生及び公共施設の老朽化対策のための経費に係る歳出を重点的に確保（0.35兆円）した上で、同額を歳出特別枠から減額することにより、実質的に同額を維持した。 なお、地域経済・雇用対策費の算定方法については今後検討する。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[地域の元気創造事業費]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------------|-----------------|--|---|---|
| 1 | (法) (省) | 高知県 | 地方交付税の本旨や地 域の実情を踏まえた 「地域の元気創造事業 費」の算定 | <p>地方交付税の本旨や地域の実情を適切に評価したものとされたい。</p> <p>①算定規模が過大となり、地方交付税の本来の機能を損なうことがないよう、適正な規模とすること。</p> <p>②行革の成果を用いた算定においては、先行して行革に取り組んできた団体のインセンティブを損なうことのないよう、直近5年間平均ではなく、直近10年間平均を指標として用いること。</p> <p>③景気動向に左右されやすい製造品出荷額のウェイトを低くし、第一次産業産出額、延べ宿泊者数のウェイトを高めること。</p> <p>[新規]</p> | <p>一部採用する。</p> <p>地域の元気創造事業費については、各地方団体が地域経済活性化に取り組むための財源として、平成27年度地方財政計画において、まち・ひと・しごと創生事業費として1兆円を確保したところである。普通交付税においては、各地方公共団体がまち・ひと・しごと創生に取り組むための需要を、地域の元気創造事業費等により算定することとしたところ。</p> <p>なお、具体の算定方法については今後検討する。</p> |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分 ・ 市町村分]
[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[人口減少等特別対策事業費]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------------|-----------------|--------------------------|---|---|
| 1 | (法) (省) | 北海道 | 地方創生・人口減少等の課題に対する財政需要の確保 | <p>地方創生・人口減少等の課題に対する財政需要は、新たに顕在化した財政需要であることから、地方財政計画において既存の歳出項目に加えて位置付けて頂きたい。</p> <p>地方創生・人口減少等の課題に対する財政需要は、今後、大きく人口減少が予想される地域において相対的に大きいと考えられることから、その算定に当たっては、地域の実情を踏まえるとともに、将来の人口推計と相応の相関関係を確保されたい。</p> <p>[新規]</p> | <p>採用する。</p> <p>地方公共団体が自主性・主体性を最大限に発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、地方財政計画の歳出に「まち・ひと・しごと創生事業費」(1.0兆円)を計上したところ。</p> <p>普通交付税においては、各地方団体がまち・ひと・しごと創生に取り組むための財政需要を、既存の「地域の元気創造事業費」及び新たに創設する「人口減少等特別対策事業費」により適切に算定することとしたところ。</p> <p>なお、具体の算定方法については今後検討する。</p> |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[人口減少等特別対策事業費]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|-----------------|-----------------------------|---|--|
| 2 | (法) | 宮城県 | 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定経費の措置 | 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定経費について基準財政需要額へ算入すること。 [新規] | 以下の理由により採用しない。 まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定経費については、地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）において、措置されているところ。 |
| 3 | (法) | 秋田県 | 少子化対策に係る財政需要の算定 | 少子化対策に係る財政需要を地域の元気創造事業費に反映すること。 [新規] | 一部採用する。 地方公共団体が自主性・主体性を最大限に発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、地方財政計画の歳出に「まち・ひと・しごと創生事業費」（1.0兆円）を計上したところ。 普通交付税においては、各地方団体がまち・ひと・しごと創生に取り組むための財政需要を、既存の「地域の元気創造事業費」及び新たに創設する「人口減少等特別対策事業費」により適切に算定することとしたところ。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[人口減少等特別対策事業費]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|-----------------|--------------------------|--|--|
| 4 | (法) | 奈良県 大分県 | 地方創生・人口減少等の課題に対する財政需要の確保 | 人口減少の克服・地方創生の実現に向けて地域が取り組む経費について、地方財政計画へ計上するとともに、地方の実態に即した所要額を捕捉し、的確に基準財政需要額に算入すること。 [新規] | 採用する。 地方公共団体が自主性・主体性を最大限に発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、地方財政計画の歳出に「まち・ひと・しごと創生事業費」(1.0兆円)を計上したところ。 普通交付税においては、各地方団体がまち・ひと・しごと創生に取り組むための財政需要を、既存の「地域の元気創造事業費」及び新たに創設する「人口減少等特別対策事業費」により適切に算定することとしたところ。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[人口減少等特別対策事業費]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------------|-----------------|----------------------|---|--|
| 5 | (法) (省) | 鹿児島県 | 地方創生・人口減少の克服に係る財源の確保 | 地方創生と人口減少の克服のための歳出を地方財政計画に計上し、地方交付税を充実すること。算定に当たっては、条件不利地域や財政力指数の低い地域などに十分配慮した仕組みとすること。 [新規] | 採用する。 地方公共団体が自主性・主体性を最大限に発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、地方財政計画の歳出に「まち・ひと・しごと創生事業費」(1.0兆円)を計上したところ。 普通交付税においては、各地方団体がまち・ひと・しごと創生に取り組むための財政需要を、既存の「地域の元気創造事業費」及び新たに創設する「人口減少等特別対策事業費」により適切に算定することとしたところ。 なお、具体の算定方法については今後検討する。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[人口減少等特別対策事業費]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------------|-----------------|---------------------------|---|--|
| 6 | (法) (省) | 鹿児島県 | 法人住民税法人税割の一部交付税原資化による偏在是正 | 法人住民税法人税割の一部交付税原資化による偏在是正に伴い生じる財政力格差の縮小を図る観点から、偏在是正により生ずる財源の全額を確実に計上すること。また、その配分に当たっては、財政力の低い地域に重点的に配分すること。 [新規] | 採用する。 法人住民税法人税割の交付税原資化に伴い生じる財源については、全額を「まち・ひと・しごと創生事業費」の財源として活用したところ。 なお、具体の算定方法については今後検討する。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[包括算定経費]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|-----------------|-----------------------------|--|---|
| 1 | (法) | 富山県 | 自動車運転代行業の事務・権限の移譲に伴う必要経費の算入 | 第4次地方分権改革一括法の成立・交付に伴い、都道府県に権限が移譲されることとなった自動車運転代行業の事務に必要な経費について、基準財政需要額に算定していただきたい。 [新規] | 採用する。 第4次地方分権改革一括法に伴う事務・権限の移譲に係る経費については、包括算定経費に算入をしているところ。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[包括算定経費]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|-----------------|----------------------|--|---|
| 1 | (法) | 兵庫県 | 外国青年招致事業に要する経費の適切な算入 | 外国青年招致事業に要する経費の基準財政需要額の算定において、測定単位である人口と外国人青年招致人員が必ずしも比例しないことから、交付税措置額と決算額との間に乖離が発生している。乖離是正のため、外国青年招致人員による密度補正を導入し、必要な財政需要を適切に算定されたい。 [継続] | 以下の理由により採用しない。 都道府県分の外国青年招致事業に要する経費の基準財政需要額の算定については、平成18年度まで、単位費用に積算した上で、密度補正により外国青年招致人員数に応じた措置を行ってきたが、算定の簡素化の観点から、平成19年度から同補正を廃止したところである。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[包括算定経費]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|--------------------|--------------------------------|---|---|
| 1 | (法) | 北海道 岩手県 鹿児島県 | 面積に相関度が高い経 常経費の単位費用の移 行等 | 現行では包括算定経費（人口）で 算定されている面積に相関度が高い と思われる経常経費を包括算定経費 （面積）に移行していただきたい。 [継続] | 以下の理由により採用しないが、引き 続き検討する。 人口と面積における相関関係を考慮し ながら、引き続き包括算定経費に係る経 費の内容を検討していく。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[臨時財政対策債]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針(案) |
|----|------------|-----------------|----------------------|--|---|
| 1 | (法) (省) | 神奈川県 静岡県 | 臨時財政対策債への振替制度の抜本的見直し | 平成27年度の地方財政対策においては、法定率の引き上げや地方への税源移譲など、臨時財政対策債に代わる抜本的な地方税財政制度の改正を実施されたい。 [継続] | 一部採用する。 平成27年度においては、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税を含む一般財源総額について、地方創生のための財源等を上乗せして、平成26年度の水準を上回る61.5兆円を確保し、地方税が増収となる中で地方交付税の減少を最小限にとどめ、臨時財政対策債を大幅に抑制した。(平成27年度4.5兆円、平成26年度5.6兆円、△1.1兆円) また、法定率の引上げについては、交付税原資の安定性の向上・充実を図るため見直しを行い、総額を適切に確保した。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[臨時財政対策債]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|-----------------|------------------------|---|---|
| 2 | (法) | 長野県 | 臨時財政対策債に頼らない地方交付税制度の運営 | 臨時財政対策債については、法定率の引き上げによる交付税原資の確保等の対応により速やかに廃止し、地方が安定的な財政運営を可能とする税財政制度を確立願いたい。 また、制度を継続する場合には、臨時財政対策債振替額の抑制に努められたい。 [継続] | 一部採用する。 平成27年度においては、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税を含む一般財源総額について、地方創生のための財源等を上乘せして、平成26年度の水準を上回る61.5兆円を確保し、地方税が増収となる中で地方交付税の減少を最小限にとどめ、臨時財政対策債を大幅に抑制した。（平成27年度4.5兆円、平成26年度5.6兆円、△1.1兆円） また、法定率の引上げについては、交付税原資の安定性の向上・充実を図るため見直しを行い、総額を適切に確保した。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[臨時財政対策債]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|-----------------|----------------|---|---|
| 3 | (法) | 岐阜県 | 臨時財政対策債の抜本的な改革 | 現行の臨時財政対策債制度を抜本的に見直し、地方の財源不足への対応については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げによって対応すること。 [継続] | 一部採用する。 平成27年度においては、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税を含む一般財源総額について、地方創生のための財源等を上乘せして、平成26年度の水準を上回る61.5兆円を確保し、地方税が増収となる中で地方交付税の減少を最小限にとどめ、臨時財政対策債を大幅に抑制した。（平成27年度4.5兆円、平成26年度5.6兆円、△1.1兆円） また、法定率の引上げについては、交付税原資の安定性の向上・充実を図るため見直しを行い、総額を適切に確保した。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[臨時財政対策債]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|-----------------|---------------------|--|--|
| 4 | (法) | 鳥取県 島根県 | 臨時財政対策債償還費 の別枠確保 | <p>臨時財政対策債償還費が増嵩していることを踏まえ、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、償還財源を別枠で措置すること。そのうえで、必要な地方交付税の総額を確保すること。</p> <p>[継続]</p> | <p>一部採用する。</p> <p>臨時財政対策債償還費相当額以外の経費についても、各地方公共団体の財政需要を的確に捕捉し、現実の財政運営に支障が生じないよう対処することとしている。したがって、臨時財政対策債償還費相当額が増嵩することによって、他の基準財政需要額を圧縮することはない。平成27年度においては、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税を含む一般財源総額について、地方創生のための財源等を上乗せして、平成26年度の水準を上回る61.5兆円を確保し、地方税が増収となる中で地方交付税の減少を最小限にとどめ、臨時財政対策債を大幅に抑制した。（平成27年度4.5兆円、平成26年度5.6兆円、△1.1兆円）</p> |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
 [都道府県分 ・ 市町村分]
 [総括 ・ 需要 ・ 収入]

[臨時財政対策債]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|-----------------|---|--|---|
| 5 | (法) | 愛媛県 | 臨時財政対策債への振替制度の抜本的見直し及び既往の臨時財政対策債の元利償還金の真水措置 | <p>臨時財政対策債への振替制度をあらため、後年度負担のない安定的かつ恒久的な財源として、税源移譲による地方の自主財源の充実を図るとともに、その充実が図られるまでの間、地方負担分を含む財源不足について、法定率の引上げなど、地方交付税により適切に措置していただきたい。</p> <p>また、既往の臨時財政対策債の元利償還金は、その全額を地方特例交付金など地方交付税や臨時財政対策債と別に「真水」で措置していただきたい。</p> <p>[継続]</p> | <p>一部採用する。</p> <p>平成27年度においては、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税を含む一般財源総額について、地方創生のための財源等を上乘せして、平成26年度の水準を上回る61.5兆円を確保し、地方税が増収となる中で地方交付税の減少を最小限にとどめ、臨時財政対策債を大幅に抑制した。（平成27年度4.5兆円、平成26年度5.6兆円、△1.1兆円）</p> <p>また、法定率の引上げについては、交付税原資の安定性の向上・充実を図るため見直しを行い、総額を適切に確保した。</p> <p>なお、臨時財政対策債は、国と地方が折半して補填することとされている地方一般財源の不足のうち、地方負担分に対処するために発行されるものであり、その元利償還金の財源は地方の財源である地方税及び地方交付税という前提の下で、元利償還金の全額を後年度の基準財政需要額に算入することとしているもの。</p> |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[臨時財政対策債]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針(案) |
|----|------|-----------------|-----------------------------------|--|---|
| 6 | (法) | 高知県 | 臨時財政対策債の縮減 を踏まえた地方交付税 総額の確保 | 地方交付税の財源保障機能・財源調整機能を十分に発揮するため、必要な総額を確保されたい。 臨時財政対策債については、法定率の引上げ等により、可能な限りその縮減を図られたい。 [継続] | 採用する。 平成27年度においては、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税を含む一般財源総額について、地方創生のための財源等を上乗せして、平成26年度の水準を上回る61.5兆円を確保し、地方税が増収となる中で地方交付税の減少を最小限にとどめ、臨時財政対策債を大幅に抑制した。(平成27年度4.5兆円、平成26年度5.6兆円、△1.1兆円) また、法定率の引上げについては、交付税原資の安定性の向上・充実を図るため見直しを行い、総額を適切に確保した。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[特例加算]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|-----------------|---------------------------|---|--|
| 1 | (法) | 東京都 | 東日本大震災に係る特例加算額の都に対する適用の除外 | 都は震災復興特別交付税の対象ではないことから、都については東日本大震災に係る基準財政収入額の特例加算の適用を除外されたい。 [継続] | 以下の理由により採用しない。 東日本大震災に係る地方税法の改正等に伴う非課税措置による減収分については、震災復興特別交付税により措置されることから、当該減収見込額の75%を基準財政収入額に特例加算している。 なお、東京都については、非課税措置による減収は生じるものの、都区合算後の財源超過額が多額であることに鑑み、震災復興特別交付税の交付対象となっていないものである。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[配当割・株式等譲渡所得割]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|-----------------|-------------------------------|---|--|
| 1 | (法) | 兵庫県 | 道府県民税配当割、株式等譲渡所得割について精算制度等の導入 | 道府県民税配当割及び株式等譲渡所得割について、精算制度及び減収補てん債制度を導入されたい。 [継続] | 以下の理由により採用しない。 精算制度については、年度間の税収の変動が大きい法人関係税等に特例的に設けられているものである。 配当割及び株式等譲渡所得割は、比較的安定した税収であり、かい離は小さいことから精算制度は設けていない。 |

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[不動産取得税]

| 番号 | 改正事項 | 提出都道府県 提出市町村 | 事項名 | 意見の内容 | 処理の方針（案） |
|----|------|-----------------|------------------------------------|---|--|
| 1 | (法) | 兵庫県 | 不動産取得税における 精算制度及び減収補填 債制度の導入 | 不動産取得税の算定額と実際の税 収に多額の乖離が発生しているた め、精算制度及び減収補填債制度を 導入されたい。 [継続] | 以下の理由により採用しない。 精算制度及び減収補填債の発行につい ては、年度間の税収の変動が財政運営に 与える影響に鑑み、例外的に設けている ものである。 近年、不動産取得税の税収は比較的安 定していることから、精算は行わない。 |